

(1)西野川町内会会則

- 第1条 この会は、西野川町内会と称する。
- 第2条 この会は事務所を、会長宅に置く。
- 第3条 会員は西野川並びに東野川南野川地区に居住する世帯、並びにこれに準ずるものとする。
- 第4条 本会は、会員相互の親睦を図り、生活文化の向上に寄与することを目的とする。
- 第5条 会の目的を達成するため下記の事業を行う。
- 1) 福利、厚生、衛生、美化促進の事業
 - 2) 防犯、防災、自主防災、交通安全の事業
 - 3) 教養、趣味、娯楽の事業
 - 4) 町内会活動に協力する団体への協力金
 - 5) 外部との連携協力および広報活動
 - 6) そのた、会の目的を達成するために必要と認められる事項
- 第6条 本会には下記の役員を置く
- 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 1名
 - 3) 理事 若干名
 - 4) 会計 1名
 - 5) 監査 1名 (外部より選任)
 - 6) 班長 各班1名
 - 7) 組長 各組1名
- 第7条 役員は全て互選とし、その任期は最低2年とし、班長・組長の任期は1年とするが再任は妨げない。
- 第8条 本会には顧問ならびに相談役をおくことができる。
- 1) 顧問、相談役は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
 - 2) 顧問、相談役は会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 第9条 役員の任務は次の通りとする。
- 1) 会長は会を代表し会務を総括する。
 - 2) 副会長は会長を補佐し会長に事故があった場合には職務を代行する。
 - 3) 理事は本会の予算決算その他、重要な事項を審議決定する。
 - 4) 会計は本会の会計にあたる。
 - 5) 監査は本会の経理を監査する。
- 第10条 会議は理事会ならびに総会とする。
- 1) 総会は代議員制とし役員・班長をもってこれにあたり年1回開催する。
 - 2) 理事会は毎月1回開催し、会長がこれを招集する。
 - 3) 議事は一般的の議定を準用する。
- 第11条 本会の経費は、一般会計、贊助会費、その他をもって充てる。
- 1) 一般会費は1世帯当たり月200円とし、年額2,400円を一括で納入する。
 - 2) 年度途中での入会による年会費は月割とする。
 - 3) 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第12条 会則の改廃は理事会の決議による。

- 第13条 この会則に反する行為のある人は、理事会の議決をもって退会を勧告することが出来る。
- 第14条 この会への入会・退会は自由とする。但し退会の場合には納入会費の返却はしない。
- 第15条 この会への入会を希望する特殊施設は全て「特別会員」として入会し、会費は規模の大小を問わず一律 年額 10,000 円とする。(郵送込み)
尚、慶弔は全て対象外とするが、宣伝広告・募集広告に類するものは理事会の議決を経て受け付ける。但し、その場合には特別会員は理事会と内容について協議する。
- 第16条 町内会エリア内に在する分譲マンション・賃貸マンションはその規模に応じ所定の年会費を支払うことで会員となることが出来る。会員の種別は「集合会員」とする。
20世帯以下の建物 年額 5,000 円
21世帯以上の建物 年額 10,000 円

(2) 役員選出細則

- 第1条 会長は副会長候補を推薦し、理事会の承認を得るものとする。
- 第2条 理事はそれぞれの地区の選出方法に則り、運営上必要とする人数を選出する。
- 第3条 会計は会長が理事の中から委嘱する。
- 第4条 監査役は理事以外から選出し会長が委嘱する。

(3) 慶弔細則

- 第1条 会員および家族の慶弔について、祝い品・見舞金・弔慰金などに関する事項を定める。
- 1) 会員および同居の親族が死亡した場合、弔慰金として 5,000 円を贈る。
 - 2) 会員および同居親族の出産に対して、5,000 円の出産祝い金を贈る。
 - 3) 会員および同居親族の中で小学校入学の子どもに対して入学祝品を贈る。
 - 4) 該当する年度に傘寿（80 歳）、米寿（88 歳）、卒寿（90 歳）、白寿（99 歳）に達する方に祝い品を贈る。尚、100 歳以上の方には毎年贈る。
該当する年度とは町内会の事業年度とする。（4月 1 日から翌年 3 月 31 日）
 - 5) 医療法人施設並びにそれに準ずる施設は対象外とする。
- 第2条 理事並びに歴代会長の慶弔に関しては祝意・弔意・見舞の意を表する。
- 1) 本人死亡の場合は弔慰金 10,000 円及び供花 1 基を贈る。
 - 2) 本人傷病の場合は傷病金 10,000 円を贈る。
 - 3) 本人公的受賞を受けた場合は祝い金 10,000 円を贈る。
- 第3条 その他、上記規定外でも、必要と認められる場合には理事会の承認を得て支出することが出来る。

(4) 特別委員細則

- 第1条 本会には会の運営を円滑に進めるため、若干の外部専門委員を置くことが出来る。
- 1) 会長が推薦し理事会が認めた者に委嘱する。
 - 2) 専門委員は理事会に出席し意見を述べることができる。
 - 3) 任期は 2 年とし再任は妨げない。

附則 この規定は令和 5 年 4 月 23 日より施行する。